

# 「石井十次の会」会則

- 第1条 本会は、「石井十次の会」と称し、事務局を石井記念友愛社内置く。
- 第2条 本会は、石井記念友愛社の福祉・文化・教育活動への後援を通して、石井十次の愛と理念の継承、石井記念友愛社の充実発展、さらには地域社会の福祉文化の再生・向上に寄与する。
- 第3条 本会は、その目的を遂行するため、次の事業を行う。
1. 石井記念友愛社の諸活動への財政的支援を行う。
  2. 石井記念友愛社所有の福祉文化財の保存と管理に関する支援を行う。
  3. 石井記念友愛社児童養護施設卒園生等に給付型奨学金の支援を行う。
  4. その他、会員相互の親睦と目的達成のために必要と認められる事業を行う。
- 第4条 本会は本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をもって組織する。
- 第5条 本会には次の役員を置き、次の任務を行う。
1. 会長は会を代表し、会務を総括する。また会議の議長となる。
  2. 副会長（若干名）は会長を補佐し、会長に事故がある時は会長の職務を代行する。
  3. 代表幹事、幹事は会の運営を行い、会長の諮問に応じると共に、緊急重要事項を審議する。
  4. 監事（2名）は、会の事業および会計の監査にあたる。
  5. 事務局長は本会の事務全般を掌理する
  6. 奨学金選考委員長は給付型奨学金の奨学金選考委員会を代表し、奨学生の選考を行う。
  7. むつび編集委員長は会報誌むつびの編集委員会を代表し、むつびの編集、発行を行う。
- 第6条 本会の役員は、次の手続きをもって選出する。
1. 会長、副会長は、理事長が推薦し総会で承認を得た者とする。
  2. 幹事、代表幹事は、総会において各地区の推薦に基づき選出する。また、必要がある時は、会長は会員の中から幹事および代表幹事を委嘱することができる。
  3. 監事は、総会において会員の中から選出する。
  4. 事務局長、奨学金選考委員長及びむつび編集委員長は、会長が委嘱する。
- 第7条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期中途において欠員を生じ、その補充をなしたる場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第9条 本会の会議は、総会、代表役員会、幹事会とする。
1. 総会は全会員をもって組織し、年に1回これを開き、予算、決算、事業計画の承認、役員を選出承認、および会則の変更等、重要事項の議決を行う。
  2. 代表役員会は、会長、副会長、事務局長、代表幹事、奨学金選考委員長、むつび編集委員長で構成し、情報の交換・意見の調整を図り、幹事会に提出する事項を決める。代表役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3. 幹事会は、会長、副会長、事務局長、代表幹事、幹事、奨学金選考委員長、むつび編集委員長をもって組織し、会の運営に関する事項、並びに緊急重要事項を決議する。幹事会は、会長が必要と認めた場合、また、幹事の過半数が議題案件を示して要求した場合、随時開かれるものとする。
4. 自然災害や疫病の流行等により、会議の招集が困難である場合の措置については、三役（会長、副会長、事務局長）で協議のうえ、その都度決定する。

第10条 本会は、石井記念友愛社と密接な関係にあり、連絡協力を深めるために石井記念友愛社の理事長の出席を要請することができる。

第11条 本会の決議は、出席の過半数をもって決する。賛否同数の時は議長がこれを決する。ただし、幹事会は2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。

第12条 本会の経費は以下をもって充当する。

1. 会費 年額 個人一口 3,000円 団体一口 10,000円
2. 寄付金 その他収入
3. 高額寄付については、社会福祉法人への寄付について、税制上の優遇措置があるため（所得税法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当）、石井記念友愛社への直接寄付を紹介する。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

第14条 本会の会則は、総会に出席した会員の過半数の同意がなければ、変更することできない。

第15条 本会は支部を設立することができる。支部の活動のために会費の一部を本会から還元することができる。

第16条 この会則に定めのない事項、会則の解釈について疑義が生じた場合は、必要に応じて三役で協議の上決定する。

付則

1. 事業の範囲及び基準

第3条の4 会員相互の親睦と目的達成のために認められる事業

(1) 役員（元・前任を含む）の弔意

会長には弔電と花輪

役員には、弔電

(2) 前項の規定にかかわらず、特に必要が生じた場合は、その都度、三役で協議の上決定する。

2. この会則は平成9年12月12日より制定施行する。

3. 会則の一部改正 平成10年5月9日成立施行

4. 会則の一部改正 平成13年5月13日成立施行

5. 会則の一部改正 平成17年5月8日成立施行

6. 会則の一部改正 平成19年5月13日成立施行

7. 会則の一部改正 平成30年5月20日成立施行

8. 会則の一部改正 令和元年5月19日成立施行

9. 会則の一部改正 令和3年7月24日成立施行